

滞在地で不在者投票ができます

令和6年10月27日（日）執行
衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

1 投票用紙を請求します

①「不在者投票宣誓書兼請求書」に、本人又は代理の方が必要事項を自筆でご記入します。

※パソコン等での作成は不可

②板橋区選挙管理委員会に投票用紙を請求します。

下記の宛先まで郵送されるか、直接ご持参ください。

また、署名用電子証明書付きのマイナンバーカードなどをお持ちの方は、電子申請も可能です。

※FAX や E メール送信による受付はできません。

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号（板橋区役所 北館 7 階）

板橋区選挙管理委員会 電話 03-3579-2681

2 投票用紙を受け取ります

滞在先宛てに、板橋区選挙管理委員会から「レターパック一式」をお送ります。

なお、中に入っている、透明なビニール（開封厳禁）は絶対に開封しないでください。

3 不在者投票をします

①滞在先の選挙管理委員会に、投票できる期間、場所、日時を確認します。

※滞在先の選挙管理委員会により、期間等が異なる場合があるため、事前に確認してください。

②レターパック一式を持って、投票できる場所に行き、投票します。

4 注意事項

◆不在者投票ができる期間は、10月16日（水）から10月26日（土）までです。

◆板橋区から滞在先への投票用紙の送付の開始は、10月16日（水）からになります。

◆滞在先の住所に誤りがある場合、投票用紙が届きません。必ず正確に記入してください。

◆投票終了後、滞在先の選挙管理委員会より、板橋区選挙管理委員会宛てに郵送されます。

郵送の日数を考慮して、お早めに投票を行ってください。

◆書類に不備がある場合等については、問い合わせることがありますので、確実に連絡のとれる電話番号を記入してください。また、連絡が取れない場合については、投票用紙の送付をお断りさせていただくことがありますのでご注意ください。